

第百七号議案

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都自然公園条例の一部を改正する条例

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。
別表第三の二 一の部(二)の項中「二千円」を「四千五百円」に、「千六百元」を「三千六百元」に、「八百円」を「千八百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都自然公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都立大島公園海のふるさと村セントラルロッジの改修に伴い、使用料の上限額を改定する必要がある。